令和３年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」の参加校決定のお知らせです。

事　務　連　絡
令和３年３月１６日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課　御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和３年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に関する参加校決定について（周知依頼）

文部科学省では、令和３年度政府予算案において、「学習者用デジタル教科書普及促進事業」の一部として、「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を計上し、令和２年１２月末～令和３年１月末にかけて、本事業への参加希望に関する調査を実施させていただきました。

本調査のとりまとめの結果、別添２の通り参加校を決定いたしましたので、御連絡いたします。また、別添１の通り、参加校向けの案内を添付しておりますので、御確認の上本事業に御参加いただくように周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校、株式会社立学校を含む全ての義務教育段階の学校に対しても周知いただくようお願いいたします。

【添付資料】
（別添１）学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に御参加いただく学校の皆様へ
（別添２）参加校一覧　※都道府県毎のデータを送付

【担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課
デジタル教科書企画係
電話　03（5253）4111　内線 2576
メール　digital@mext.go.jp

（別添１）

学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に御参加いただく学校の皆様へ

１．事業の目的

・法律により教科書使用義務が定められていますが、令和元年度から紙の教科書の代わりに、学習者用デジタル教科書を授業において使用できるようになりました。
・また、GIGA スクール構想によって、令和３年度に全国の学校に ICT 端末が整備されることになっています。
・このような状況を踏まえ、令和３年度には、広く学校の先生方に授業においてデジタル教科書を使用して慣れていただきたいと考え、本事業を実施させていただくこととなりました。
・授業や家庭学習においてデジタル教科書を活用したうえで、アンケートに御協力いただくことで、児童生徒の学びへの効果や課題を明らかにし、今後のデジタル教科書のよりよい在り方の検討に生かしていきたいと考えています。

２．学習者用デジタル教科書とは？

・大型モニター等に提示し主に教員が操作する指導者用デジタル教科書と異なり、児童生徒一人一人が１台の端末と１つの学習者用デジタル教科書を持ち、一人一人が操作する形で使用するものです。
・学習者用デジタル教科書は、紙の教科書の紙面を内容やレイアウトを変えずにデジタル化し、それにデジタルならではの機能（拡大・縮小／ペン・マーカーでの書き込み／背景・文字色の変更／機械音声読み上げ／ふりがな等）を付けたものです。
・更に、今回提供する学習者用デジタル教科書には、アニメーションや朗読音声、ワークシート等が付属しているものもありますが、これらは学習者用デジタル教科書ではなく、付属しているデジタル教材になります。
・デジタル教科書は黒板や紙のノート、デジタル教材、大型提示装置や授業支援システムなどと組み合わせて使用することによって、指導の幅が広がると考えられますので、ガイドラインや実践事例集を御参照の上、御活用ください。

※参考資料（以下の資料は本事業に合わせ３月下旬に更新予定です。更新後、改めて通知により周知いたします。）
・学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン
・学習者用デジタル教科書実践事例集
→文部科学省 HP（下部の関係資料の項目から御覧ください。）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

３．本事業における注意点等

・令和３年４月１日以降に、教科書発行者から学習者用デジタル教科書のアカウントの発行のための連絡がありますので、可能な限り早期に使用を開始できるよう、御協力をお願いいたします。特に、発行者の異なる複数教科を選択された学校においては、複数社から連絡がありますのでご留意ください。
・年度途中にアカウントを追加発行することは想定しておりません。転入学があった場合には、年度当初に提供している予備用アカウントで御対応をお願いします。
・本事業で提供するアカウントは原則として１年間の利用となります。
・２学期の終わり頃に、文部科学省から委託した事業者より、学習者用デジタル教科書を使用した頻度や使い勝手に関する感想、デジタル教科書のみで授業が可能か、良かった点・課題点等に関するアンケートを教員、児童生徒それぞれにさせていただきますので、御回答をお願いします。
・学習者用デジタル教科書がうまく動作しない場合、通信環境が悪い可能性がありますので、教育委員会等と連携してネットワーク管理者等にお問い合せいただきながら、解決を図っていただくようお願いします。

４．デジタル教科書の使用時の留意点

・学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の２分の１未満としている告示が改正され、令和３年４月１日より、授業時数の２分の１以上使用できるようになります。ただし、必ず授業時数の半分以上使用しなければならないものではありません。
・授業で学習者用デジタル教科書を使用する際も、紙の教科書を机の中などすぐ使用できるところに備えておいてください。
・画面が反射により見にくいといったことを避けるため、採光や照明の管理、机の高さの調整を適切に行うなど、学習環境の管理をしてください。
・児童生徒が端末を使用する際の姿勢や、画面と目の距離（30cm 以上）に留意するなど、児童生徒の健康面に支障が生じないよう、適切に指導してください。
・授業において、児童生徒が長時間にわたって継続して端末の画面を注視しないよう、30 分に１回は、20 秒以上、画面から目を離して目を休めるよう指導したり、端末を見続ける一度の学習活動が長くならないようにしたりするなど、健康面にも配慮した授業展開としてください。
・特別な配慮を必要とする児童生徒については、一人一人の障害等の状態や学習ニーズによって、文字・図形等の拡大や音声読み上げ等を使用する必要性や使用に際しての配慮を要する点に違いがあることから、学習者用デジタル教科書及び ICT 機器の機能や使用方法が児童生徒にとって適切なものかを確認しつつ使用してください。
・学習者用デジタル教科書を遠隔・オンライン授業に使用することも可能です。

※参考資料（健康面への配慮について）
・「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/08/14/1408183_5.pdf
・学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン（再掲）

（参考：著作権法上留意すべき事項）
・紙の教科書をスキャンした電子媒体等を学校等の授業の過程において必要な限度で公衆送信（インターネットを介した送信等）する場合等においては、著作権法第 35 条の「授業目的公衆送信補償金制度」に沿って教育機関の設置者が補償金を支払うことで、個別の許諾を要することなく利用が可能となります。
なお、著作物の利用が必要な限度を超える場合や、教員等や児童・生徒が通常購入し利用する著作物を購入等の代替となるような態様で公衆送信する等、著作権者の利益を不当に害することとなる場合については、本補償金制度が適用されず、個別に権利者の許諾を得る必要がありますので、留意してください。
・教材等の公衆送信による利用について、詳細には、授業目的公衆送信補償金制度を含む著作権法第 35 条の具体的な場面における制度の運用等については「改正著作権法第 35 条運用指針」（令和 3（2021）年度版）がございますので、こちらを参照してください。
・なお、学習者用デジタル教科書に付属しているデジタル教材や、指導用デジタル教科書（デジタル教材）の公衆送信による利用については、教材発行会社の定める利用規約（ライセンス）を確認して頂くなど著作権との関係で留意すべき場合がございます。

※参考資料（授業目的公衆送信補償金制度について）
・一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS HP
https://sartras.or.jp/
・改正著作権法第 35 条運用指針
https://forum.sartras.or.jp/info/005/